

2014年2月

主催 TechnoProducer (株)、(株) サピエンティスト
後援 (一社) 大阪発明協会、大阪工業大学知的財産学部

知的財産セミナー (大阪) 開催のご案内

米国特許出願で苦しむ理由

※参加無料です

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、篤く御礼申し上げます。

さて、この度、当社共催のセミナーを下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

今回はジャッジ・パテント・アソシエイツの James Judge 氏 を講師としてお迎えし、「米国特許出願で苦しむ理由」と題して日本語でご講演いただきます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

記

【開催要項】

- 日程・会場： 大阪大学中之島センター (大阪市北区中之島4-3-53)

【日程】	【会場】	【講演者】	【講演内容】
2014年 3月20日 (木) <セミナー> (15:00~17:00) セミナー終了 後、会場にて名 刺交換の場を 設けます	大阪大学 中之島センター (大阪市北区) http://www.onc.osaka-u.ac.jp/others/map/img/map4.gif	James Judge (ジェームス ジャッジ) ジャッジ・パテント・アソシエイツ 代表 米国 Patent Agent < 講師略歴 > 1985年 米国プリンストン大学 比較文学部卒業 1989年 来日 1989~1996年 特許事務所 (パラリーガル、翻訳者) 1996~1997年 ニューメキシコ大学、マリーランド大学 (微生物学、遺伝子学、組織学を修得) 1998年 米国Patent Agent登録 1998年 再来日 特許事務所 (米国特許弁理士) 2001年 ジャッジ・パテント・ファーム設立 2007年 ジャッジ・パテント・アソシエイツ設立	<当日のテーマ> 1. 法律上ユニークに進化した米国の発明のとらえ方 日本企業が米国へ特許出願する際、日本の出願書類を翻訳して出願することが多い。しかし、米国の法律では、発明の概念や明細書の記載要領が日本とは異なる。この差異を明らかにした上で、日本企業が米国出願を行う際の留意点を考察する。 2. 米国法改正後の最新動向 実務における法改正後の運用・解釈などに関する最新動向を、米国企業の特許出願におけるトレンドを事例として比較・解説する。

- 参加料： 無料 (参加予約制、定員30名)
※定員がございましたので、お早めにお申し込みください。
- 言語： 日本語

主催： TechnoProducer株式会社、株式会社サピエンティスト
後援 一般社団法人大阪発明協会、大阪工業大学知的財産学部

※名刺交換会について

セミナー終了後は、ご参加いただいたお客様同士の簡単な名刺交換会を予定しております。名刺交換会には、講師も参加致しますので、情報交換の機会としてご活用ください。

【時 間】： 17:00~18:00

【会 場】： セミナー会場にて

次ページに「セミナー」のお申し込み方法を記載しております。

E-mailにてお申し込みください。

『知的財産セミナー（大阪）』のお申し込み

【お申込情報】をご記入の上、下のメールアドレスへ「3月11日（火）」までにお送りください。
お申込を受領後、受付確認のメールを差し上げます。

■ メール宛先：tpc-chizai@techno-producer.com

■ 件名：「知的財産セミナー（大阪）の申込」

【お申込情報】

- ①社名 :
- ②部署名 :
- ③役職 :
- ④氏名（ふりがな） :
- ⑤e-mail アドレス :
- ⑥電話番号 :
- ⑦会社住所地 :

